

## 平成31年度 自治大学校 研修概要

課 程	目 的	対 象	各期の定員	期 間(概ね)	宿泊研修期間	推薦受付期間		
一 般 研 修	基本法制研修A	幹部候補の養成	①第1部課程受講者 ②第2部課程受講者 ③基本法制のみの受講希望者	4週間	第3期	H31.5.8 ～6.6	H31.3.4 ～3.15	
					第4期	H31.10.9 ～11.8	H31.8.13 ～8.23	
	基本法制研修B	幹部候補の養成	①第2部課程受講者 ②第1部・第2部特別課程受講者 ③基本法制のみの受講希望者	2週間	第3期	H31.5.16 ～5.30	H31.3.4 ～3.15	
					第4期	H31.10.17 ～11.1	H31.8.13 ～8.23	
	第1部課程	幹部候補の養成	都道府県及び指定都市、中核市、施行時特別市、特別区等の課長補佐又は係長又はこれらに相当する職員(特に要望があれば市町村職員も可)	80名	10週間	第132期	H31.6.10 ～8.29	H31.3.4 ～3.15
	第2部課程	幹部候補の養成	市区町村(指定都市を除く)の課長補佐又は係長又はこれらに相当する職員	80名	7週間	第186期	H31.6.7 ～7.25	H31.3.4 ～3.15
第187期						H31.8.22 ～10.9	H31.6.3 ～6.14	
第188期						H31.11.11 ～12.26	H31.8.13 ～8.23	
第189期						H32.1.9 ～2.28	H31.11.5 ～11.15	
地方公務員女性幹部養成支援プログラム		都道府県及び市区町村の係長相当職以上の職員	120名	3週間	第37期	H31.9.4 ～9.27	H31.3.4 ～3.15	
第1部・第2部特別課程	幹部候補の養成				第38期	H32.1.30 ～2.21	H31.8.13 ～8.23	
第3部課程	管理職の能力向上	都道府県及び市区町村の課長相当職以上の職員	120名	3週間	第110期	H31.7.18 ～8.6	H31.4.15 ～4.26	
専 門 研 修	税務専門課程 税務・徴収コース	地方税徴収等能力の向上	都道府県及び市区町村の賦課・徴収事務の管理監督職員	120名	3週間	第17期	H31.6.12 ～7.5	H31.4.1 ～4.12
	税務専門課程 会計コース ※1	税務・財務知識の習得	都道府県及び市区町村の税務担当職員	50名	通信： 2か月半 宿泊： 3か月	第37期	H31.7.9 ～10.11	H31.1.28 ～2.8
	監査・内部統制専門課程	監査事務等実務能力の養成	都道府県及び市区町村の課長補佐、係長相当職の職員	50名	通信： 2か月 宿泊： 1ヶ月	第20期	H31.10.29 ～11.22	H31.6.10 ～6.21

※1 修了試験に合格すると、税理士試験において会計学に属する科目が免除されます。

※2 医療政策短期特別研修、人材育成特別研修、地方公会計特別研修及び防災研修の詳細については、別途連絡いたします。

注 各課程ともに、対象とされている地方公共団体を構成団体に含む一部事務組合等(一部事務組合、広域連合、市長会、町村会、市町村振興協会など)の職員も対象となります。

## 平成31年度研修計画（抄）

### 1. 基本方針

自治大学校は、地方公務員のための国の研修機関として、地方公務員に対する高度な研修を行い、その資質を向上するとともに、勤務能率の発揮及び増進を図り、もって地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期することを目的としています。

今、地方公共団体は、人口減少・超高齢社会における長期的な観点にたった地方創生の推進など、数多くの課題に直面しています。そして、地方分権改革の進展に伴って、これらの課題に自己決定、自己責任の原則に立って向き合い、住民ニーズに的確に対応していくことを強く求められています。

こうした時代の要請に地方公共団体が対応していくためには、より広い識見と高い能力をもった地方公務員を養成、確保していくことが必要不可欠です。

自治大学校では、後述のとおり、平成30年度から研修のあり方を大幅に見直しました。見直した研修の質を高めるべく検討を行い、平成31年度の研修課程を編成しています。

研修に当たっては、①地方創生を進めるための具体的なプランの作成、②証拠に基づく政策形成（EBPM）の推進に向けた知見の獲得・能力の付与を重点的に行うこととし、また、研修手法として、③ICTの活用を積極的に進めていきます。

### 2. 一般研修課程

一般研修課程のうち、第1部課程及び第2部課程については、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対して、幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を身につけさせ、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的とした高度な研修です。

従来の研修にありがちな知識の伝授を主体とした受け身の講座ではなく、様々な演習を通じて、①自ら調べる→②自ら考える→③自ら判断する→④その結果を説得力を持って伝える、これらの訓練を徹底的に行うことで、自ら考え、判断できる高い専門性を持った人材の養成を行おうとするものです。

「基本法制研修」については選択受講制とし、座学の効果を高めるための演習を行う等により実務に役立つ内容としています。

また、「本研修」は、より実務的、実践的な能力の養成に資するため、行政課題の解決に向けた施策を企画、立案する上で必要な政策形成能力等の養成に主眼を置いた

演習主体の課程編成としています。

これからの時代を担う地方公務員に必要な能力として、自治大学校では六つの能力（問題発見・解決能力、政策立案能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力、公共政策・行政経営に係る知識、幹部候補生としての使命感）を研修生に習得してもらいたいと考えており、演習課目を通じて段階的にかつ着実に習得できるようにしています。研修における具体的な演習課目は以下のとおりです。

#### 地方公共団体の人材育成研修における自治大研修の位置づけ

	係員等	係長級 課長補佐級 〔 第1部課程 第2部課程等 〕	課長級 〔 第3部課程 〕
職制上必要とされる能力等のうち、研修を受講することにより習得されるべき主な事項	地方公務員として業務を遂行する上で必要な基本的知識や技能の習得	行政課題に対する対応のため、専門的知識を前提に、解決に向けた施策を企画、立案できる能力の養成	行政課題に対応するための組織方針を構想し、その実現に向け、適切な判断を行う能力の養成
自治大の本研修における演習課目とそのねらい			
模擬講義演習	—	・公共政策・行政経営に係る知識 ・プレゼンテーション能力	—
事例演習 (テキスト型、持寄型)	—	・問題発見・解決能力 ・政策立案能力 ・プレゼンテーション能力 ・公共政策・行政経営に係る知識	・問題発見・解決能力 ・政策立案能力 ・プレゼンテーション能力 ・マネジメント能力 ・公共政策・行政経営に係る知識
データ分析演習	—	・問題発見・解決能力 ・公共政策・行政経営に係る知識 ・政策立案能力	—
条例立案演習	—	・政策立案能力	—
ディベート型演習	—	・プレゼンテーション能力 ・問題発見・解決能力 ・政策立案能力	—
政策立案演習	—	・問題発見・解決能力 ・政策立案能力 ・プレゼンテーション能力 ・マネジメント能力 ・公共政策・行政経営に係る知識	—

#### ・ 模擬講義演習

実際に研修講師として壇上で模擬講義を行うことにより、基本法制について知識を定着させることを主目的とした実践的な課目です。

#### ・ 事例演習（テキスト型、持寄型）

政策立案の基礎となる、問題発見及び解決のために必要な能力を構築するため、前提となる現行制度を網羅的に考察した後、ケーススタディを通じて、行政課題の解決に向けて、必要となる段取りや課題の克服方法の検討を多角的に考察した上で具体的な解決策を提示する能力の養成を目指す実践的な課目です。

#### ・ データ分析演習

客観的なデータ分析結果に基づき問題を発見し、解決へと導く能力を構築するため、データ分析を活用した政策立案について基調講義を受けた後、特定の政策課題をテーマに、課題解決に向けた施策を企画、立案する前提として把握すべき現状や問題点を様々な統計ツールを用いて分析し、また、統計データを活用して課題解決のための仮説を検証することで説得力のある解決策を提示する能力の養成を目指す実践的な課目です。

#### ・ 条例立案演習

政策立案を行う上で実務上不可欠である政策法務能力を構築するため、特定の政策課題をテーマとし、この解決に向けた施策を具体化するに当たり必要となる条例の立案、条例案の現行法令や制度との整合性、条例案の実効性の検証等、政策法務の観点から具体的な解決策を考察する能力の養成を目指す実践的な課目です。

#### ・ ディベート型演習

説得力をもって伝えるプレゼンテーション能力を構築するため、特定の論題をケーススタディとして、それぞれの主張の正当性を立証する過程における説得性を競う「対向討論会」を通じて、的確に争点を整理した上で論理的に反論するという議論の手法を習得することを目指す実践的な課目です。

#### ・ 政策立案演習

演習課目の総括として、特定の政策課題をテーマに、実際に首長に提言する

ことを想定して課題解決のための具体的な政策をグループで立案します。上記演習で培った問題解決のための手法や政策立案に必要な能力を踏まえ、政策形成の一連の過程を実践することを目指す演習です。

これらの演習課目全体を通して、常に組織全体を見ながらコスト感覚を持って業務にあたり、また、向上心を持って職責を果たす幹部候補生としての使命感も養成します。

上記演習を成し遂げることにより、自治大学校が研修生に習得してもらいたいと考えている六つの能力が確実に向上していることを実感できると考えています。

幹部職員を対象とする第3部課程では、行政課題に対応するための組織方針を構想し、その実現に向け、適切な判断を行う能力の養成を目的としています。そのため、地方公共団体を巡る最新の話題提供を行い、知識のリフレッシュを図るとともに、ケーススタディを通じて新たな行政課題の解決策の検討、効果的なプレゼンテーション手法の実践を演習を通じて学びます。

また、第1部・第2部特別課程については、「地方公共団体女性幹部職員養成支援プログラム」として位置づけています。これまで幹部への昇任が相対的に少なかった女性職員を対象に、今後の幹部への登用を目指し、研修生本人の背中を押すことを進めていきます。

### 3. 専門研修課程等

専門研修課程では、特定の行政分野に必要とされる高度な知識、実務処理能力の充実に図るため、最新の状況を踏まえた講義や実践的な演習等を重点的に実施します。

その中でも、税務専門課程会計コースについては、修了試験の合格により、税理士試験が免除され、「税理士」となる資格が得られる（必要な税務事務経験年数を満たすことが必要）特別のコースとなっています。

また、税務専門課程税務・徴収コース及び監査・内部統制専門課程を実施します。

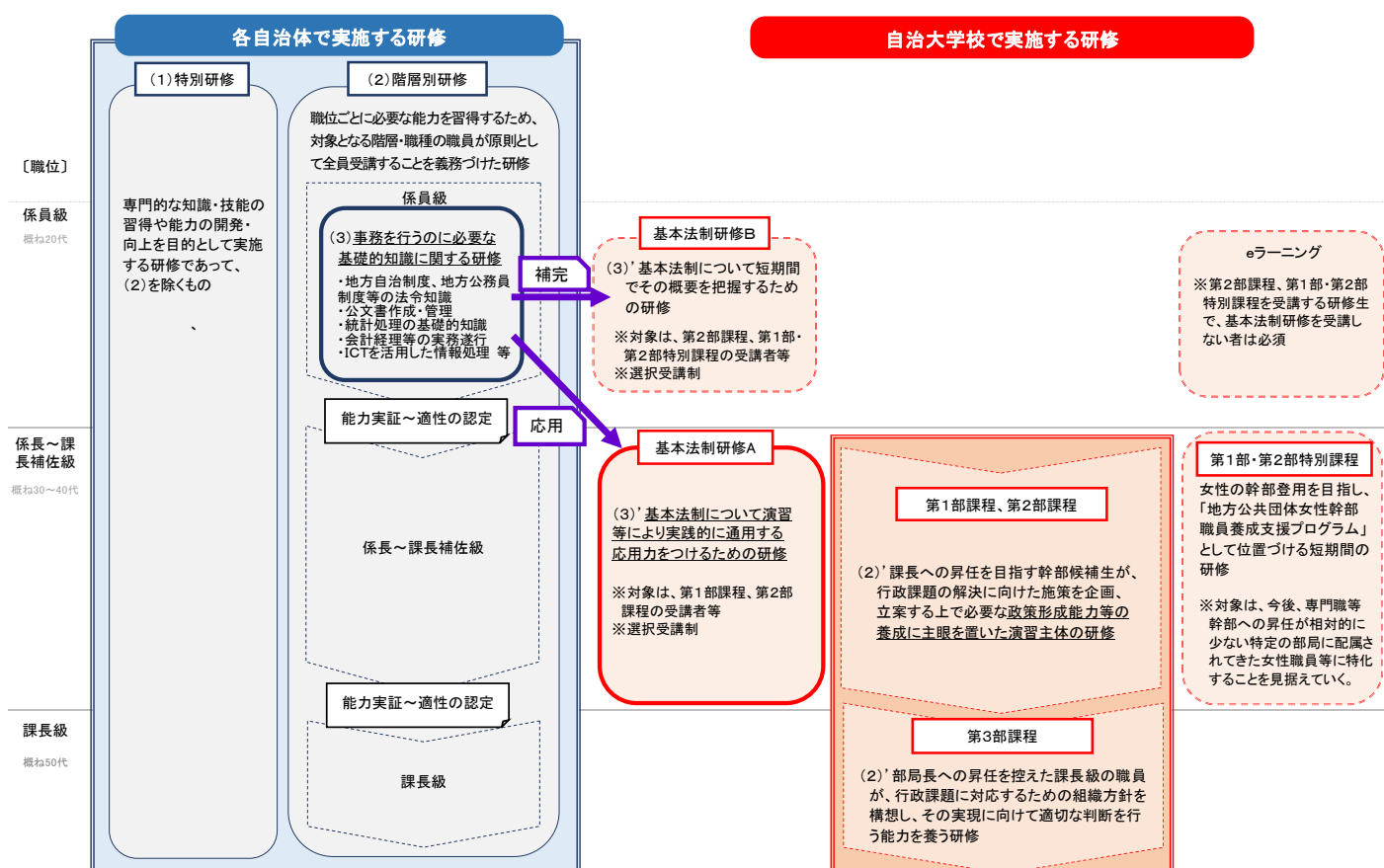
特別研修では、災害対応に関する最新の取組に係る情報共有等を図るため、防災特別研修を実施します。

また、他の高等教育機関と連携した修士課程連携特別研修等を実施するほか、短期の人材育成特別研修を実施します。

## 平成30年度からの自治大研修の位置づけ

自治大学校においては、将来の地方公共団体を担う幹部候補生が、より上位の職位に昇任するための実務的、実践的な能力を養成するための研修モデルを作るとの観点で、平成30年度研修計画より研修課程を大きく見直し、行政課題の解決に向けた施策を企画、立案するうえで必要な政策形成能力等の養成に主眼を置いた演習主体の課程編成に変更しました。かつて多くの時間を割いていた法制経済科目については、基本法制研修に分離して選択制とするとともに、実務に役立つ内容については、本研修においても縮小した内容で一部を実施しています。

### <自治大学校における研修の体系(イメージ)>



長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、各地方公共団体において、人材育成の目的、方策等を明確にした「人材育成基本方針」を策定することとされており<sup>※1</sup>、また、人材育成基本方針の策定にあたっては、それぞれの職種、階層等にふさわしい研修を行うよう努めることが必要である<sup>※2</sup>とされています。

※1 「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」  
(平成9年11月14日付自治整第23号)

※2 「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について」(平成9年11月28日付自治能第78号)

また、「職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うもの」とされているところです(地方公務員法第21条の3)。

一方で、能力実証の一つとして行われる人事評価は「職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」(同法第6条)であり、一般的には、現在の職位の業績と能力を測るものとして実施されているに過ぎません。

階層別研修の実施目的である、「当該職位より更に上位の職位に昇任するために必要な能力を養成することを目的とした研修」として、自治体の実施困難な高度の研修を自治大学校が実施することとしています。

## 自治大学校「監査・内部統制専門課程」について

### 監査・内部統制専門課程の受講をぜひご検討ください

自治大学校では「監査・内部統制専門課程」を実施しており、自治体の監査事務局職員を対象に、内部統制の概要や事例、国の動向を学ぶ講義を実施します。また、監査の実務能力を養成するため、公営企業の監査、財政健全化法に係る実践的な演習を実施します。

約4週間の宿泊研修で構成され、e-ラーニングでは地方自治制度や行政法などの基礎的な課目を学び、宿泊研修では実際の決算書等を題材に実践的な監査演習を行うなど、監査の課題発見や実務に資する能力を養成します。

#### 監査・内部統制専門課程第20期

研修期間：平成31年10月29日(火)～11月22日(金) ※e-ラーニング履修期間：8月下旬～10月下旬

主要な演習課目	その他の研修課目
<b>監査実務の課題研究</b> 地方公共団体監査の諸課題(例:「監査主体が内部統制に果たすべき役割」)についてグループで行った研究に基づき、発表及びディスカッションをすることで監査の目的・理論と実務の能力を養います。	<b>1 総合教養科目</b> 地方分権と監査制度 国の会計検査
<b>財政健全化指標の活用</b> 自らが所属する団体の「健全化判断比率算定様式」に記入されているデータを分析し相互に検討することで、財政指標の監査の視点・理解を深め、監査意見作成のための視点を養います。	<b>2 基礎科目</b> 簿記 会計学の基礎
<b>財務監査・出納検査事例演習</b> 仮定の地方自治体を設定してグループで監査を行い、発見した問題点等を検討、発表することを通じて監査の視点やチェック技法を習得します。	<b>3 監査の実務</b> 監査論 監査実務(講義) 内部統制 住民訴訟 監査実務(演習)
<b>公営企業の監査演習</b> 監査の実務に関する高度の知識、技術を習得するため経営分析論、公営企業会計について学び、最終的には自らが所属する団体の公営企業の決算書を基に決算意見審査書を作成し監査実務の能力を養います。	<b>4 財務指標の分析</b> 健全化法の意義と効果
	<b>5 公営企業の分析</b> 公営企業の財務諸表の分析 公営企業会計

※研修課目は予定であり変更となる可能性があります。

#### 「自治体監査実務指導者」の認定

当研修課程は地方自治法施行令によって総務大臣指定研修に指定されており、研修において十分な成績を修めた者は「自治体監査実務指導者」に認定され、外部監査契約を締結できる行政実務経験者の必要経年数が10年以上から5年以上に短縮されます。





# 自治大学校

## LOCAL AUTONOMY COLLEGE



### 講師(学会)からの応援メッセージ

#### ローカル・オートノミーの充実・発展のために



東京大学名誉教授  
大森 彌

自治大学校の正門を入ると、御影石の表札が置かれ、自治大学校の英語表記も書かれている。Local Autonomy College である。このローカル・オートノミーは、日本国憲法第92条にいう「地方自治の本旨」(the principle of local autonomy)の「地方自治」に付されている英語表記と同一である。ローカル・オートノミーとは、自治体の自己決定権とその自律的行使を意味するといえる。自治大学校とは、ローカル・オートノミーの充実・発展に関する理論と方法に関し、全国から集めた自治体職員が共に学ぶ場である。というのが私の解釈である。ローカル・オートノミーの確固たる担い手となるために他の職員との交流の中で自分自身を鍛え直す場である。

自治体行政は公選職である首長と議会の補助機関としての職員の活動を以て他ではない。自治体の大切さを、しみじみと感得し、それを、地域と職場における課題解決のために生かすにはどうすればよいか、それをより広くより深く考えることが強く期待されている。この自治体も人口減少時代を迎えて幾重もの困難に直面している。だからこそ、より良い未来が待っていることを信じ、それに向かって自らを鍛え、自治体行政を鍛えていく必要がある。ローカル・オートノミーの充実と発展を目指して。

#### 自治体職員の心技体を鍛える機会を逃すな



関西学院大学大学院教授  
小西 砂千夫

これからの自治体職員は、限られた人員でなんでもこなす幅広い知識が必要です。同時に、目前に大きな課題が迫ったときには、深く専門的な知識と技術が求められます。地域を愛し、地域住民に寄り添う心が必須です。組織人として、使い減りしない体力と段取りのよさは当然のこと、チームで仕事をする必要があります。それだけでなく、組織のリーダーとして率先垂範し、組織を動かす能力と人格を身につけなければなりません。これが、自治体職員に求められる心技体です。

立川の自治大学校では、心技体のすべてを鍛えることができます。自治体職員として持つべき見識や、知識を深め技術を磨く術については、毎日の講義などでとんとん身につけていきます。充実した図書館は、深く学ぶのに適した資料があります。全国の志ある職員との交流は、自治体職員としてのモチベーションを高める絶好の機会になります。自治大同期生は、卒業してからも交流が続くと聞きます。自分の自治体以外の職員とのネットワークを通じて、自治体職員としての意識が大きく高まります。それに、……、自治大でもっともよいのは、研修としては比較的長期であるだけに、自分を客観的に見つめ、これからの公務員人生を充実させるために何をすべきか、思いをはせる時間が作れることです。

限られた人材を最大限活用するために、自治大に多くの職員を派遣してください。自治大にはそれに応える用意があります。

### 日本を代表する講師陣(平成29年度実績)

- ・宇賀 克也 東京大学大学院教授
- ・大森 彌 東京大学名誉教授
- ・小田切 徳美 明治大学教授
- ・小西 砂千夫 関西学院大学大学院教授
- ・小早川 光郎 成蹊大学法科大学院教授
- ・佐々木 常夫 佐々木精英MR代表

- ・神野 直彦 東京大学名誉教授
- ・重門 冬二 作家
- ・西尾 勝 東京大学名誉教授
- ・根本 祐二 東洋大学教授
- ・宮脇 淳 北海道大学教授
- ・蘆谷 浩介 (株)日本総合研究所調査部 主席研究員

# 自治大学のキャリアム

今、地方公共団体は、人口減少・超高齢社会における長期的な観点にたった地方創生の推進など、数多くの課題に直面しています。そして、地方分権改革の進展に伴って、これらの課題に自己決定、自己責任の原則に立って向き合い、住民ニーズに的確に対応していくことを強く求められています。

こうした時代の要請に地方公共団体が対応していくためには、より広い識見と高い能力をもった地方公務員を養成、確保していくことが必要不可欠です。このような認識の下、自治大学では、これからの時代を担う地方公務員に必要な能力を総合的かつ高度に養成することを目指して、研修を行っています。

## 自治大学校における研修の新たなポイント

- **基本法制研修**  
選択制により、地方公共団体の幹部職員等に必要な基本法制に係る研修を実施
- **第1部課程及び第2部課程**  
各種の演習を集中的に実施し、政策形成能力を高めるための講義を実施
- **第1部・第2部特別課程**  
女性幹部候補生に相応しい研修を、より参加しやすい宿泊研修日数で実施

## 演習課目を通じた政策形成能力等の養成

これからの時代を担う地方公務員に必要な能力として、自治大学校では六つの能力(問題発見・解決能力、政策立案能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力、公共政策・行政経営に係る知識、幹部候補生としての使命感)を研修生に習得してもらいたいと考えており、演習課目を通じて段階的にかつ着実に習得できるようにします。

具体的な演習課目としては、模擬講義演習、事例演習(スキーム型、持寄り型、ダイバート型)、データ分析演習、条例立案演習、政策立案演習を実施しています。

自治体の行政財政をめぐる厳しい環境のなかで、予算や人員的に厳しいことは思いますが、「人材の育成」や「職員の見学交換、議論・情報交換を行い、築かれた研修生同士のネットワークは何よりの財産ともなりますので、自治大学校の積極的なご活用をお願いいたします。

## ◎世界に広がる自治大学校のネットワーク 自治大学校のもう一つの顔 ～国際研修～

自治大学校では、EROPA(行政に関するアジア・太平洋地域機関)地方行政センターとして、各国から研修生を招待して日本の地方行政に関する国際的な研修を提供しています。

例えば、JICA(国際協力機構)と共同で、発展途上国の地方行政関係公務員の研修(期間5週間)を実施しており、昭和39年に初めて研修を実施して以来、毎年15名前後の外国人研修生を対象に研修を行っています。

また、平成25年度には、日本では18年ぶりにEROPAの総会が自治大学校等会場として開催されました。



海外からの研修生に対する講義



EROPA東京(立川)総会

## 首長(市)からの声 自治大学校と熊本地震



熊本県宇土市長  
元松 茂樹

宇土市は平成28年の熊本地震で市制施行以来最大の危機に直面しました。多くの家屋が被害を受け、また災害対策本部となる市役所本庁舎を失い、市民生活は混乱の渦中にありました。この危機的状況の中で、支えとなったのは、国、県そして市長会を通じて頂いた多くのご支援でした。さらに、自治大学校で共に学んだ仲間やそのご縁によってつなごうとした方々からのお力添えが、「支援の輪」から自治体間の「災害協定」へと発展しています。

現在、ご支援を頂いた皆様のお力をより復興の道を歩み始めておりますが、復興への道のりは長く険しいものです。よりよい宇土市を創り上げていくには市民の皆様と手を取り合い、共に前に進んでいかねばなりません。

また、市の復興、そしてさらなる発展のための大きな柱として、人を育てることが自治体を支える力になると私は考えています。私自身も、平成14年度第2部課程第135期生として学び、多くの仲間と出会いました。恵まれた環境の中で有名な講師陣と同期の仲間から受けた刺激は、今でも私の財産となり、震災対応においても大きな力をお貸しいただきました。

単なる知識の習得にとどまらない、仲間との交流や絆を深めるかけがえのない経験を多くの職員にも体感してほしいのです。

## 首長(町)からの声

## 基礎基本を学び、未来を描ける職員を



北海道北布町長  
村中 一徳

本町は、北海道のほぼ中央に位置する人口約3,800人の自治体で、約70人の職員とともに、[住んでよかた]と思えるまちを目指しています。

小さな町、少ない職員の中で、長期にわたる研修に派遣することは、容易なことではありませんが、少ない職員、少ない職員のなかで、一人ひとりの職員に求められる役割は大きく、職員の能力や意力が最大限引き出されるよう、研修機会の充実を努めています。

そのような中、自治大学校では、各分野において日本を代表する講師陣による講義や仲間と切磋琢磨しながらの政策立案研究など、一流の方々から学べる環境での研修は、日本の地方自治発展に大きく寄与しているものと思います。

私自身も、平成26年に第171期生としてお世話になりましたが、多くの知識や情報を得ることができたことはもとより、多くの仲間とも出会うことができ、その後の仕事や生活に大きな影響を与えていただきました。また、自治大学校の皆さんが全力で動く姿も、脳裏に焼き付いています。

自治大学で学んだ職員は、地方自治の基礎基本がしっかりと身に付き、疑問に思うことは積極的に改善に取り組み、未来を描くことができる職員のリーダーとして厚い信頼を得ています。

また、正に同じ釜の飯を食った仲間との絆は深く、SNS等を通じ、全国の仲間とのネットワークは有効に活用されているようにです。

## 自治体幹部(都道府県)からの声

## 全国の逸材と多様な考え方を学べるチャンス



香川県副知事  
西原 義一

人口減少対策、地域活力向上対策など多くの課題を抱える地方自治の現場において、これからの職員には必要な法令知識はもとより、新しい行政手法の考え方や考え方を取り入れていく思考の柔軟性が求められると思います。行政の平等取扱いの原則も、違法なことは例外であるように、何が違法で、何が不適切か、何に重きが置かれるのか、置いてあるのか、様々な観点、視点を持つことが必要です。職員は、もつと考える力を身に付けなければなりません。

職員自らが高い志を持つことが重要だけに、押し付けられていくのではなく自発的な研修となるよう心がけてほしいです。自治大学校は、制約された空間で自己練習できる場として、こうした期待に応えられる研修の場であり、公務員の気構えを養える環境も整ったところと言えます。本県では毎年数名の研修生を送り出していますが、各人それぞれに特長を生かし期待に応えてきています。

私も約半年間、著名な講師による多様な講義を受けられただけでなく、全国から将来の幹部候補生となり得る人物等とともに、スポーツや遊び、さらには政策研究の協同作業を通して得られた刺激は、20数年経った今でも忘れ得ぬものとなっています。

自治大学校で得た「考える」ということ大切さや、機会を与えてくれたことへの感謝を忘れず、今年も研修生を送り出します。



# 主な研修課程の概要

課程名	対象	期間	年間回数	年度計画	
基本法制 研修A	①第1部課程受講者 ②第2部課程受講者 ③基本法制のみの受講希望者	1か月	2回	-	
	基本法制 研修B	①第2部課程受講者 ②第1部、第2部特別課程受講者 ③基本法制のみの受講希望者	2週間	2回	-
		第1部	都道府県及び指定都市等の課長補佐・係長相当職の職員	2回	160人 (80人)
第2部	市区町村の課長補佐・係長相当職以上の職員	2か月	4回	320人 (80人)	
第1部・ 第2部特別	都道府県及び市区町村の係長相当職以上の女性職員	3週間	2回	240人 (120人)	
第3部	都道府県及び市区町村の課長相当職以上の職員	3週間	1回	120人	
専 門 研 修	【税務・徴収コース】都道府県及び市区町村の賦課・徴収事務の管理監督職員	1か月	1回	120人	
	【会計コース】都道府県・市区町村の税務担当職員	3か月*	1回	50人	
監査・ 内部統制	都道府県及び市区町村の課長補佐・係長相当職にある職員	1か月*	1回	50人	

(注)・平成30年度においては、上記の一般研修及び専門研修のほか、特別研修(医療政策短期、人材育成、地方公会計、防災)及び「地域人財づくりセミナー」を実施している。

・※の課程については、宿泊研修に先立って通信研修(一部eラーニングを含む)を行う。

・( )は1回あたりの定員である。



## ①管理棟

延べ床面積 3,508㎡ 階数：地上3階

主要施設：庶務課、教務部、教授部、研究部、外部講師控室  
自治大学の事務室がある棟です。外来者を迎えるエントランスホールがあり、自治大学の管理・運営の役割を担います。



## ②研修棟-1、研修棟-2

延べ床面積 研修棟-13,085㎡、研修棟-22,512㎡

階数：研修棟-1地上3階、研修棟-2地下1階、地上3階

主要施設：大教室、第1～4教室、演習室、国際研修室

自治大学の研修諸室がある棟です。研修生の学習の場であるとともに研修生と講師との交流の場となります。2棟ある研修棟の間にラウンジや休憩コーナーを設けることにより、集中する学習空間とリラックスするラウンジ空間をバランスよく配置しています。



## ③厚生棟

延べ床面積 3,892㎡ 階数：地下1階、地上2階

主要施設：図書室、食堂、自主討論室、研修生集会室、OAコーナー

研修生の生活利便施設と自主活動施設がある棟です。研修棟と寄宿舍の中間に位置し、食事やクラブ活動等を通じた交流の場を提供します。



## ④寄宿舍(南側：麗澤寮、北側：洗心寮)

延べ床面積 14,131㎡ 階数：地下1階、地上8階

主要施設：宿泊室、談話室

研修生の生活の場であり、プライベートが保たれた個人学習の場であるとともに、生活の中での出会いや交流の場となります。インターネット環境も整備された長期間の宿泊研修を快適に過ごすことのできる個室(洋室)により構成しています。また、各階にテレビ、和室、給湯設備などを備えた談話室をおいています。



## ⑤講堂・体育館棟

延べ床面積 1,347㎡ 階数：地上1階

主要施設：講堂、体育館、ジム

各種式典や多人数での研修、会議等に利用するとともに、体育関係の授業、研修生のクラブ活動、トレーニングなどに用いる複合的な施設です。



## ⑥屋外運動施設

主要施設：グラウンド、テニスコート

各種スポーツ活動やイベントを展開するアクティブな空間であり、緑豊かな潤いある空間を提供します。



## 研修経験者からの声



### タイム・イズ・マネー

兵庫県  
門多 宏樹 (128期)

各自体においても様々な研修が実施されていますが、社会人になってからの長期間の研修の機会というのは、非常に貴重な経験です。しばらくの自由な時間を何に使うのかという贅沢な悩みも研修の醍醐味の一つだと思います。

私自身は初めての東京での生活ということもあり、講義のない休日には観光スポットや寺社仏閣、繁華街などできるだけ色々なところへ足を運びました。直接自身聞きますことで、自分の視野が広がるほか、日頃の話しや説明の説得力も増すことから、この点だけでも良い経験ができたと感じています。

そして、研修の中でやはり印象深いのは、多くの時間を費やすこととなる政策立案研究です。政策立案では、現状把握、現状分析を踏まえて課題を設定し、対応策を検討していきますが、こうした一連の流れは、普段の業務にも通ずるスキルです。また、チームのメンバーと役割分担をし、段取りをしながら一つの目標に向かって取り組んでいく過程は、組織の中でその業務遂行と同じです。私たちの班は、チームの誰もが今まで関わったことのないテーマに取り組みながら、苦労することも多かったです。先入観なしに考え、意見を出し合うことで刺激の多い研究となりました。政策立案終了後のチームとして一つのことを成し遂げたという達成感も格別で、今後の公務員生活の中でも心に響くものです。

時は金なり。研修の中や外を問わず、自分の興味があることに何でも挑戦できる環境が整った自治大で第2期の青春を送りませんか。



### 親子2代で貴重な経験

北海道本別町  
宮口 淳哉 (174期)

私が自治大の研修を受けた後押しとなったのは、自治大卒業生だった父の助言でした。父は麻布校舎だった昭和56年の第2期課程第72期生で、もし公務員になったなら自治大は是非行ってほしい間がされていました。

公務員になり43歳で研修の機会が回ってきた私には、正直「知らない人達と知らない街で2ヶ月の勉強漬けへの不安」しかありませんでした。いざ入校してみるとそれは「気さくな仲間達」との自己研鑽・スキルアップと「初顔会暮らし」の始まりでした。座学では、基礎知識の再確認や新たな知識の習得、めったに聞かない書き講師陣からの講義など、公務員として必要な知識や心構えを改めて学び、演習では、仲間と協力・議論し課題に取り組み中で、全国の猛者達から刺激を受け自分の非力さを痛感しつつも問題解決の考え方や手法などを学ぶことができました。そして何より貴重な経験は、一生ものになる仲間達との出会いでした。研修はもうちろんなこと、洗心寮での共同生活や休日の観光、時に夜の繁華街散策など、同志と過ごした濃密な2か月は、初対面だった相手を立川駅前でも目を輝かし「深淵」を覗き込んで別れを惜しむまでにまで変わってくれました。

立川にはこれからの仕事に必要な知識や情報が詰まっています。日々ではなく、これからの人生を豊かにしてくれる「人との繋がり」や貴重な経験が豊富にある場所です。入校を決めている人がいれば、私は迷わず背中を押してあげたいです。



### 仲間と深める知識と絆

大阪府堺市  
田上 和佳子 (34期)

自治大学校では、素晴らしい講師陣による幅広い内容の講義や演習によって、スキルアップのための充実した毎日をご過ごすことができました。事例演習においては、地方自治体における課題に対して、限られた時間の中で様々な意見を出し合い、それをグループの結論としてまとめていくスキルを磨きました。また、それぞれ異なる視点からの意見を聞くことで、自分自身の視野を大きく広げることができました。

約4週間の研修でしたが、共に生活を送り学ぶ中で、講義や演習の課題を励ましながら乗り切り、寮のフロアの皆で食事会や誕生日会を行ったりする姿、様々なイベントを通じて仲間たちとの関係を築いていきました。女性同士という共通点もあり、仕事のことでももちろん、家族や職場環境のことなど、包み隠さず話すことができました。また、そんな中で互いに共感し、絆を深めていくことができた。また、今後働く中で参考にすることも仲間から学び、ここで得た仲間たちとのつながりがいつかかけがえのないものとなりました。

研修に参加するまでは、職場を離れることに対して不安な気持ちがありました。実際に行動してみると、この自治大学校の研修に参加できたことは自分の人生において素晴らしい経験だったと実感しました。自治大で学ぶことは本当に貴重な機会であり、自分の世界を広げるチャンスです。研修のチャンスを逃がさないように、ぜひの思い切った一歩を踏み出してください。



### 視野が広がる自治大

岩手県久慈市  
久松 希美子 (108期)

職場、家族の理解のもと参加した約1か月の自治大研修は大変有意義なものでした。家事、育児、日常業務から離れ、毎日それとができる貴重な研修です。

リーダーシップやマネジメント、危機管理等の行政運営手法、政治・経済・人口動態等さまざまな視点から見た日本の現状と課題、そして世界経済の状況等グローバルな視点を学ぶことができ、視野が広がっていく感覚を味わうことができました。幹部職員として、我がまわりのあるべき姿を中長期的なビジョンを持ち、多角的な視点で政策判断していくために大変参考になるものでした。

さらに事例演習では、各地域のさまざまな施策や事業、それに伴う課題等について「バブル」毎に現状把握・解決策を見出し、今後は政策展開において他団体の施策を踏まえたバランスのとれた判断が求められるもの、また自治体職員に求められる能力は時代の流れと共に変化してきています。この変革の時代だからこそ研修に参加する意義があるように感じます。日々の業務に追われ、なかなかじっくりと考える時間と長期の研修は敬遠されがちかもしれませんが、しっかりと充実した研修カリキュラムと全国に広がる人脈が得られることは自治大の魅力です。研修のチャンスを逃がさないように、ぜひの思い切った一歩を踏み出してください。

## 自治大立川キャンパスの概要

### ①施設規模

敷地面積 50,000m<sup>2</sup>  
延べ床面積 28,660m<sup>2</sup>

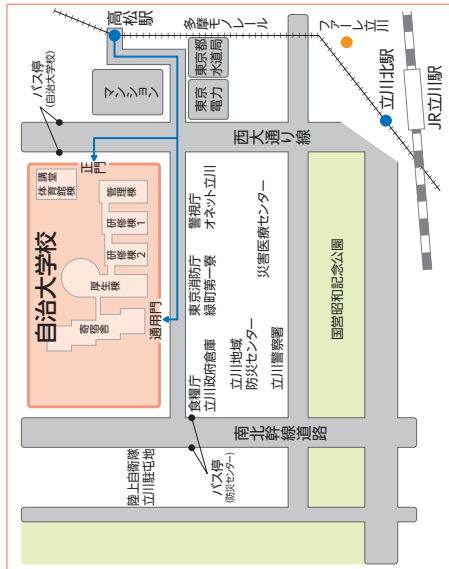
### ②施設概要

棟数 大教室(430人用1室、130人用2室)  
棟数 中教室(60人用2室)  
棟数 演習室(24人用13室)ほか  
棟数 食堂(280席)、図書室、集客室、自主討論室ほか  
棟数 一般宿泊室(390室)、身障者用宿泊室(4室)  
棟数 講師用宿泊室(4室)ほか

### ③交通

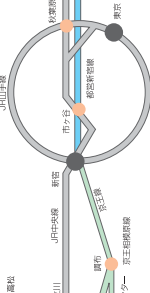
講堂・体育館  
グラウンド、テニスコート  
JR立川駅まで 東京駅から 特別快速利用 約40分 快速利用 約60分  
新宿駅から 特別快速利用 約26分 快速利用 約41分  
モノレール立川北駅から 高松駅まで 約3分  
モノレール高松駅から 自治大立川校舎まで 徒歩 約5分

## 周辺図



## 自治大立川校舎の沿革

昭和28年 8月	自治大立川校舎建設法施行 設置法へ (昭和59年6月廃止、自治省 設置法へ)
昭和28年10月	自治大立川校舎 (材木町校舎、港区麻布材木 町、地方職員共済組合所有 建物を借用)
昭和29年 5月	港区麻布富士見町(富士見 町校舎)に移転
昭和36年 5月	麻布校舎完成
平成13年 1月	総務省発定に伴い総務省の 施設等機関となる
平成15年 4月	立川校舎開校



## 総務省 自治大立川校舎

<http://www.soumu.go.jp/jitidai/index.htm>

〒190-8581 東京都立川市緑町10番地の1  
TEL 総務課 042-540-4501  
教務部 042-540-4502  
教授室 042-540-4506  
研究部 042-540-4545